

改正

平成29年12月13日告示第152号

瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に基づき、瑞浪市が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除し、その適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
  - ア 物品の製造の請負
  - イ 物件の買入れ又は借入れ
  - ウ 役務の提供又は業務の委託（前号の業務に係るものを除く。）
  - エ 不用物の売払い
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団員等 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。
- (7) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (8) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあつては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
- (9) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに瑞浪市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (10) 排除措置 有資格者等に対する入札参加資格停止措置をいう。
- (11) 合意書 瑞浪市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書をいう。

(排除措置の対象となる個人又は法人等)

第3条 排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、

直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等  
(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(照会、回答及び排除措置要請)

第4条 市長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、多治見警察署長に対し、合意書第6条第1項に規定する様式により照会するものとする。

2 多治見警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、合意書第6条第2項に規定する様式により回答するものとする。

3 前項の場合によるほか、多治見警察署長において、有資格者等が排除措置対象法人等に該当すると認める事実を確認したときは、市長に対し、合意書第6条第3項に規定する様式により排除措置の実施を要請するものとする。

(入札参加資格停止措置)

第5条 市長は、前条第2項の規定による回答の内容が、有資格者等(入札参加資格者名簿に記載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下この条及び第10条において同じ。)が排除措置対象法人等に該当するとして、排除措置を要請するものであったとき、又は前条第3項の規定による排除措置の要請を受けたときは、別表左欄に掲げる排除措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間について、入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員(当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体に係る入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による入札参加資格停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書(様式第1号)により当該有資格者等に通知するものとする。

5 市長は、前項の通知した旨を、合意書第6条第4項に規定する様式により多治見警察署長に通報するものとする。

6 市長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。

7 入札参加資格停止措置に係る手続は、瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領(平成20年訓令甲第6号)の定めるところによる。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、一般競争入札において、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、指名競争入札において、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等を指名しないものとする。

2 市長は、落札者が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、瑞浪市契約審査委員会の審議を経て、相手方とすることができる。

(契約解除)

第9条 市長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、排除

措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の場合において契約を解除したときは、合意書第6条第4項に規定する様式により、その旨を多治見警察署長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第10条 市長は、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして入札参加資格停止措置解除申出書(様式第2号)による入札参加資格停止措置の解除の申し出があった場合は、「入札参加資格停止措置の解除について(照会)」(様式第3号)により多治見警察署長に対し、当該有資格者等について改善の状況を照会するものとする。

2 多治見警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、「入札参加資格停止措置の解除について(回答)」(様式第4号)により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

4 入札参加資格停止措置の解除又は継続については、瑞浪市契約審査委員会の審議を経て行うものとする。

5 市長は、第3項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく入札参加資格停止措置解除(継続)通知書(様式第5号)により当該措置を受けた有資格者等に通知するものとする。

6 市長は、前項の通知をした旨を、「入札参加資格停止措置解除(継続)について」(様式第6号)により多治見警察署長に通報するものとする。

(不当介入への対応)

第11条 市長は、有資格者等が市が発注した契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、警察に通報するよう指導するものとする。

2 市長は、不当介入を受けた有資格者等が、警察への通報を行った場合において、不当介入を受けたことにより当該契約につき、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(関係機関の連携)

第12条 市長は、この要綱に基づく排除措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、多治見警察署長と相互に協力し、連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、多治見警察署長と協議し、市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年12月13日告示第152号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第5条第1項関係)

暴力団排除に関する措置基準

排除措置要件	資格停止期間
1 有資格者等である法人等が暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与してい	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認め

るとき。	られる日まで
3 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
7 有資格者等である個人若しくは法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで